

ポルトガル共和国

国の概要 (外務省 HP より)	面積 92,225km ²
	人口 約 1,029 万人
	首都 リスボン市
教育行政組織	
国	就学前教育、基礎教育、中等教育を所管する教育省 (ME) と高等教育を所管する科学・技術・高等教育省 (MCTES) がある。
地方	308 市 (自治体)。各市には、市教育評議会 (CME) がある。
教育課程基準	すべての生徒が知識を習得し、「義務教育修了者のプロフィール (PA)」 (教育省令第 6478/2017 号) に定められた能力の達成に寄与する技能や態度を身につけることを確実にするため、政令第 55/2018 号は、基礎教育 (1~9 年生)・中等教育 (10~12 年生) のカリキュラムの設計、運用、学習評価の指導原則を定めている。基礎教育・中等教育のカリキュラムは、PA、必須学習 (AE)、基本カリキュラムマトリックス、その他の概念を組み合わせられて構成されている。基本カリキュラムマトリックスとは、具体的に学校教育のサイクルや学年ごとのカリキュラムの構成要素、主題領域、科目の時間数の基準値を示したものであり、この基本カリキュラムマトリックスや PA、AE は、全国共通である。カリキュラムの自主性・柔軟性として、各学校には、基本カリキュラムマトリックスの 25% 以内 (条件によっては 25% 以上) でカリキュラムを独自に編成する権限が認められている。またアゾレス自治地域では、地域基本カリキュラムマトリックスを制定している。
教科書制度	
教科書の定義	教科書 (Manual escolar) とは、基礎教育・中等教育の国家カリキュラム (注) に規定された能力および学習の開発に貢献することを目的とした生徒の自律的な学習を支援するために、学年またはサイクルごとに設計された、教育・学習過程に関連する教学・教育学的資料を意味する。限定的なものではない。現行プログラムの中核的内容に対応する情報、教育活動や学習評価の提案を提示するもので、教師の業務ガイドラインを含む (法律第 47/2006 号第 3 条 b)。 (注: 2006 年時点では、政令第 6/2001 号で規定された「国家カリキュラム」を指したが、同法は 2011 年に取り消され、「国家カリキュラム」という固有表現は現在は使われなくなった。しかし、法律第 47/2006 号は現在も有効であり、現在では政令第 55/2018 号に則ったカリキュラムを指すとみられる)
発行主体	民間の出版社。どこの出版社でも発行できるが、教科書の誤記や脱落の修正、必要な正誤表の交換や購入者への配布に生じる費用負担の責任を負う。
国定, 検定, 認定などの制度	教科書の評価・認可を行う団体を公募し、教育省が教科ごとに団体を認定する (主に高等教育機関)。著者、編著者等は手数料を支払い、認定団体による教科書の評価を受ける。適切と認証されると、教育省が発表する認証教科書リストに掲載される。認定団体の教育科学チームが教科書の評価と認証の責任を負う。認証の評価基準は、法律で定義されている。年度ごとに認証される教科書の学年・教科が異なる。認証された教科書の有効期限は 6 年間である。体育、道徳・宗教教育など一部の科目は認証制度の対象外である。

採択・選定などの制度	教科書の使用の有無および教科書の選定は学校グループ、もしくは各学校の教育評議会が決定する。各学校の全学年・全教科の採用教科書情報は、教育省の教育総局のウェブサイトで公開されている。
使用義務の有無	使用義務はない。ただし、教科書を使用する際には、教育省が発表する評価・認可された教科書のリストの中から採択する。
有償・無償	2019/2020 年度より、公立学校と一部私立学校の 1 年生から 12 年生までは、教科書は無償で使用できるようになった。しかし無償で教科書を使用するために保護者はオンライン登録する必要がある。新品の教科書が割り当てられると、バウチャーが発行され、教科書を取り扱う書店でバウチャーと新品の教科書を交換する。中古の教科書が割り当てられる生徒にはバウチャーは発行されない。新品か中古かはランダムに決定される。教科書は自費で購入することもできる。主要教科の教科書の販売価格は、一科目各学年 20 ユーロ前後である。
給与・貸与	無償配布された教科書は、Covid-19 のパンデミック発生以前はすべて返却しなければならなかったが、パンデミックをきっかけに、1～4 年生の教科書返却義務は一時停止された。2022/2023 年度は、1・2 年生は返却不要のままであったが、3・4 年生の教科書返却をめぐる混乱が生じ、返却を求める学校と求めない学校に分かれた。年度初めにバウチャー発行を担当するプラットフォーム上で返却不要する案内があったにもかかわらず、年度末近くになり教育省から 3・4 年生に教科書を返却するように指示が出されたためである。2023/2024 年度は、1～4 年生までは教科書の返却は不要であるという方針を 2023 年 9 月 14 日にジョアン・コスタ教育大臣が明らかにしている。5 年生以上は返却が必要であるが、9 年生、11 年生、12 年生は試験があるため、試験科目の教科書は最終学年度末まで生徒が保管することができる。返却を必要とする学年においては、学年末に良好な状態の教科書を返却しないと、次年度の教科書は無償で受け取る資格を失うが、買い取れば次年度の教科書は無償で受け取ることができる。
教科書の特徴	
デジタル教科書の状況	2020 年ポルトガル政府の「デジタル移行のための行動計画」（閣僚会議決議第 30/2020 号）の一環で、教育省教育総局が調整する「デジタル教科書パイロットプロジェクト」が進行中である。デジタル教科書を利用する学校・生徒は倍増傾向で、2022/2023 年度は 68 校、575 クラス、11,437 人の生徒であったのに対し、2023/2024 年度は 160 校 1153 クラス、約 21,260 人の生徒が紙の教科書の代わりにデジタル教科書を利用する。全国に先立ち、マデイラ自治地域では 2019/2020 年度にすべての公立学校 5 年生全員を対象に紙の代わりにデジタル教科書が導入された。同自治地域では年々対象学年を拡大し、2023/2024 年度には、5～10 年生全員がデジタル教科書を使用している。